休業協定書

8	とは、休美の実施に関し下記のとおり
協定する。	
	記
1. 休業の時期	
休業は 年 月 日から	年 月 日までの間において、これらの日
を含め、 日間(休業 日間、短	時間休業 日間)実施する。
短時間休業の場合、一定労働日あた	りの休業時間は、時間とする。
2. 休業及び短時間休業の対象者	
(1)対象となる部門等	
(2)休業日の休業人数は概ね	人とする。
(3)その他の事項	
3. 休業時間(短時間休業)	
時 分~ 時 分(所定労働時間 時 分~ 時 分)
4. 休業手当の支払い基準	
休業日に、次の基準により算定し	た手当を支払うものとする。
(1) 1日当たりの額の算定方法	
イ.月ごとに支払う賃金 月	額÷
口.日ごとに支払う賃金 そ	の額
ハ.時間ごとに支払う賃金 時	f間額×
(2) 短時間休業を行った場合の1	時間当たりの額の算定方法
イ.月ごとに支払う賃金 月	額÷÷
口.日ごとに支払う賃金 日	額÷
ハ.時間ごとに支払う賃金 そ	- の額
(3)対象となる賃金	
(4)支給率	
(5) その他の事項	
5. 雑則	
この協定は 年 月	日に発効し、 年 月 日に失効する。
年 月 日	
	事業所名称
	事業主氏名
	ガーシュ <u></u> 労働組合名
	労働者代表名
	刀 ၂ 日 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2